



うちなー健康経営宣言

第499号
令和4年7月13日
登録更新

令和
年
月
日

代表者メッセージ

社員とみんなで健康

取組事項

- 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
- 健康診断の結果、有所見となつた従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出されることについて、就業規則に盛り込む。
- 従業員の家族の健診受診を奨励する。
- 食生活の改善に取り組む。
- メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。